

早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債 (ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

利率/年(税引前)

固定 **10.00%**

期間

約 **1年**

売出期間

2022年6月24日(金)～
2022年6月29日(水)

売出要項

発格	行体付	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)
		Aa3(Moody's)/AA-(S&P) ※本社債について個別格付は取得しておりません。 また、本信用格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。(「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。)
売	出	額面金額の100.00%
お	申	額面100万円以上、100万円単位
利	率	年率10.00%(固定、3ヵ月毎利払い、税引前)
売	出	2022年6月24日～2022年6月29日
発	行	2022年6月29日(利息起算日:2022年6月30日)
受	渡	2022年6月30日
満	期	2023年6月30日(満期償還額等の受取は翌営業日以降となります。)
利	払	2022年9月30日、2022年12月30日、2023年3月30日および満期償還日の4回 (原則、営業日でない場合、翌営業日。但し、かかる翌営業日が翌月となる場合は、直前の営業日。 また、利金受取は翌営業日以降となります。)
ノ	ック	観察期間中に、対象株式の終値が一度でもノックイン価格以下となること
ノ	ック	当初価格の75%(小数第3位を四捨五入)
観	察	当初価格決定日の翌予定取引日から最終評価日までの期間
当	初	対象株式について、当初価格決定日の東京証券取引所における終値
当	初	2022年6月30日
転	換	当初価格の100%
早	期	当初価格の105%(小数第3位を四捨五入)
対	象	ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 普通株式(株式銘柄コード:5411、東京証券取引所、単元株数100株)
早	期	各利払日(除く最終利払日)の5予定取引日前の日
最	終	満期償還日の5予定取引日前の日
予	定	東京証券取引所が取引を予定している日
早	期	早期償還判定日の対象株式の終値が早期償還判定価格以上の場合、直後の利払日に額面金額100%で償還されます。(早期償還金額等の受取は翌営業日以降となります。)
満	期	早期償還条項が適用されなかった場合、以下の方法で償還されます。 ノックイン事由が発生しなかった場合、1券面あたり額面金額100%で償還されます。 ノックイン事由が発生した場合、 (1)最終評価日の対象株式の終値が転換価格以上の場合、1券面あたり額面金額100%で償還されます。 (2)最終評価日の対象株式の終値が転換価格未満の場合、1券面ごとに、下記に定める対象株式の交付および/または現金調整額(もしあれば)により償還されます。 ①交付株式数=1券面あたり【額面金額÷転換価格】により計算される対象株式の取引単位の最大整数倍の株式数 ②端数相当株数=1券面あたり【額面金額÷転換価格】により計算される株式数から交付株式数を差し引いた株数(小数第6位を四捨五入) ③現金調整額=1券面あたり【端数相当株数×最終評価日の対象株式の終値】により計算される金額(1円未満四捨五入)

■ 目論見書のご請求は…

本社債の特徴

1 本社債は、以下の特定の株式の株価を対象とし、ノックイン事由発生の有無および最終評価日の対象株式の終値により償還方法が変更される仕組みの債券です。したがって、元本が保証されている債券ではありません。

【対象株式】 銘柄名：ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社(東証プライム 証券コード5411)

2 早期償還判定日に対象株式の終値が早期償還判定価格以上となり早期償還された場合、残余期間における収益機会は失われることとなります。

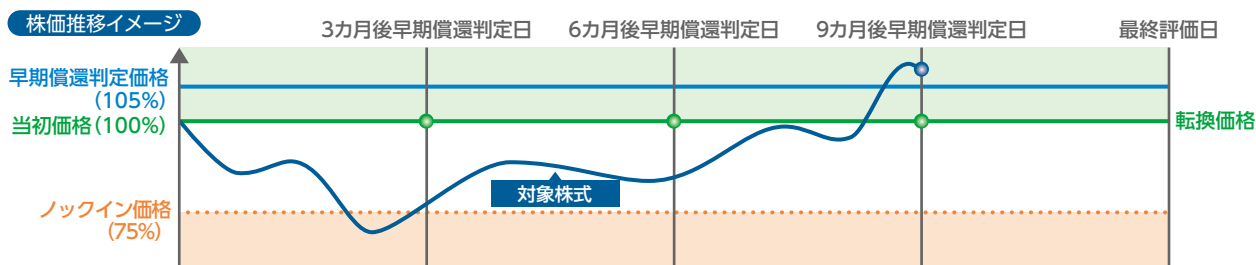
3 満期償還は、ノックイン事由発生の有無および最終評価日の対象株式の終値により額面金額の100%(日本円)または対象株式(現物)および/または現金調整額(もしあれば)で償還されます。

償還のシナリオ

ケース① 満期償還日前に早期償還(元本確保)するケース

最終評価日を除くいずれかの評価日(早期償還判定日)において、対象株式の終値が早期償還判定価格以上であると決定した場合、直後の利払日に1券面あたり額面金額100%の現金で早期償還されます。

※観察期間中のいずれかの日においてノックイン事由が発生しても、その後の早期償還判定日において、対象株式の終値が早期償還判定価格以上になれば早期償還し元本は確保されます。



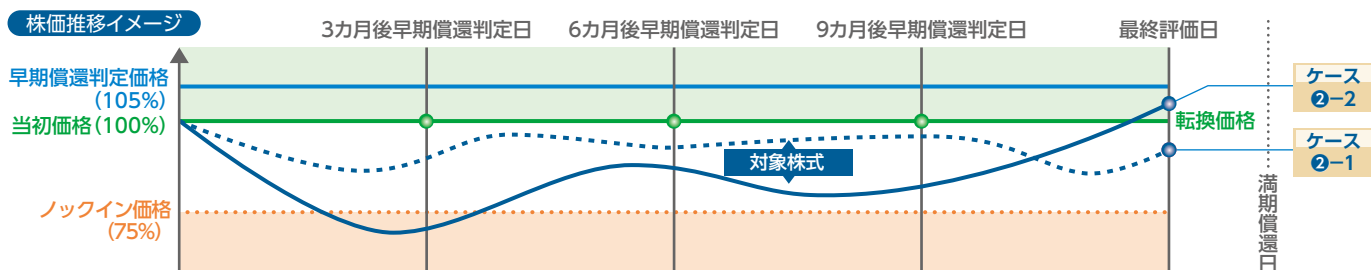
ケース② 元本確保して満期償還するケース

ケース②-1 (図中破線のシナリオ)

満期償還日より前に早期償還せず、かつノックイン事由が発生しない場合は、満期償還日に額面金額100%の現金で償還されます。

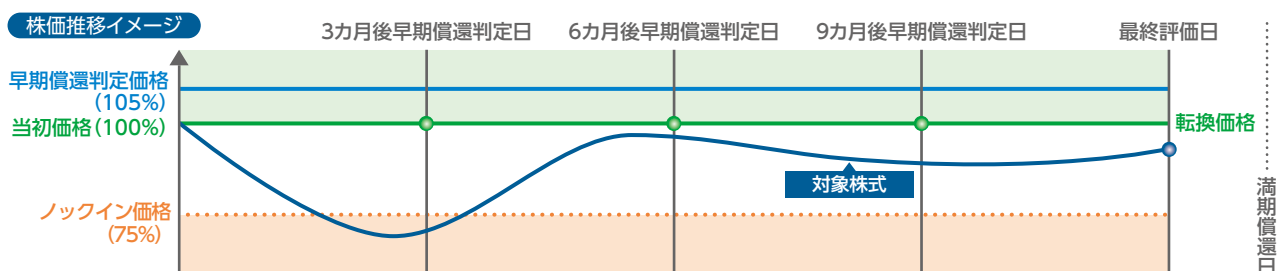
ケース②-2 (図中実線のシナリオ)

ノックイン事由が発生しその後早期償還しなかった場合でも、最終評価日における対象株式の終値が転換価格以上であれば満期償還日に額面金額100%の現金で償還します。



ケース③ 対象株式で満期償還するケース ※投資元本割れが生じるおそれがあります

ノックイン事由が発生しその後早期償還しなかった場合で、最終評価日における対象株式の終値が転換価格未満である場合、満期償還日に1券面あたり①端数相当株数の対象株式および②現金調整額(もしあれば)にて償還されます。



前記 **ケース③** を例にとり、

当初価格・転換価格・最終評価日の対象株式の終値が以下ようになったと仮定した場合：(以下の当初価格は一例です。)

■当初価格 … 1,460円 ■転換価格(当初価格×100%) … 1,460円 ■最終評価日の対象株式の終値 … 1,168円

例) 本社債を
100万円購入
した場合

交付株式数 : 1,000,000円(額面金額)÷1,460円(対象株式の転換価格)≒684.931506849…株
但し、取引単位の最大整数倍なので600株
端数相当株数 : 対象株式の取引単位は600株で、小数第6位を四捨五入するので、84.93151株となります。
現金調整額 : 84.93151株×1,168円(最終評価日の対象株式の終値)=99,200円(1円未満四捨五入)
(上記の株価は本社債の説明のためのものであり、実際の株価とは一切関係ありません)

- ※1 交付株式数は1券面あたり(額面金額÷転換価格)により計算される対象株式の取引単位の最大整数倍の株式数
 - ※2 端数相当株数=1券面あたり(額面金額÷転換価格)により計算される株式数から交付株式数を差し引いた株数(小数第6位を四捨五入)
 - ※3 現金調整額=1券面あたり(端数相当株数×最終評価日の対象株式の終値)により計算される金額(1円未満四捨五入)
- (注) 本社債を複数単位購入することで、端株数の合計が単元株数を超える場合がありますが、この合計分は株式償還とはなりません。

本社債の想定損失額について

以下は、本社債の価格に影響を与える主な金融指標である対象株式の株価(ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の株価)の過去のデータおよび一定の仮定に基づく、想定損失額のシミュレーションです。(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

観察期間中に対象株式の終値が一度でもロックイン価格以下となった(ロックイン事由が発生)と仮定しています。対象株式は各早期償還判定日に早期償還判定価格以上にならず、早期償還されないと仮定しております。また、最終評価日の対象株式の終値と満期償還時の株価が同一の株価であると仮定しております。なお、本社債はロックイン事由の発生の有無に関わらず、最終評価日の対象株式の終値が転換価格以上となった場合、額面金額の100万円で償還されます。

1. 満期償還時の想定損失額について

(1) 過去における対象株式の最大下落率から想定される損失額について

①各参照期間中のジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の株価終値に基づいて仮定した最大下落率(参照期間中の最高値と最安値の変化率を元に算出した仮定のものであり、時間的推移は考慮していません。)は以下のとおりです。

参照期間	過去1年間	過去5年間	過去10年間
	2021/6/17~2022/6/17	2017/6/19~2022/6/17	2012/6/18~2022/6/17
最大下落率	約35.67%	約76.87%	約78.55%

(ブルームバーグのデータを基に試算)

②本社債の最終評価日におけるジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の株式の終値が上記1参照期間過去10年間(2012/6/18~2022/6/17)の最大下落率と同様に当初価格(ここでは、1,460円と仮定)から約78.55%下落し、313円となり、転換価格以下となったため、対象株式の交付により満期償還されることとなった場合、額面金額100万円あたりの想定損失額は、以下のとおりとなります。

※対象株式の交付により満期償還された場合、実際には交付株式数の対象株式の交付および現金調整額の支払いにより償還となりますが、償還後に最終評価日の株価(この場合は313円)で交付株式数の対象株式を評価したと仮定して満期償還時評価額を計算しています。

当初価格からの下落率	満期償還時評価額	想定損失額
約78.55%	214,384円	▲785,616円

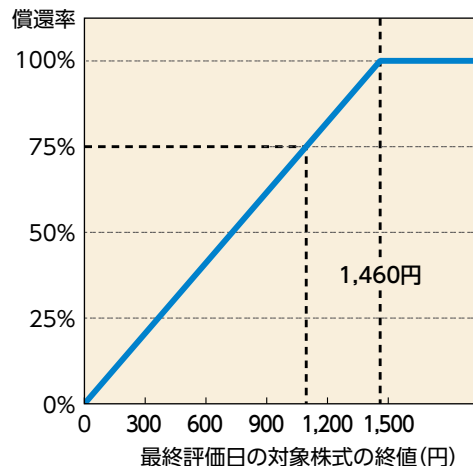


(2) 対象株式の株価がさらに下落した場合の損失額について

前記想定最大下落率を超えて株価がさらに下落した場合、下記で表示している通り、損失額は前記想定損失額を上回る可能性があります。(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

(3) 最終評価日の対象株式の水準と、額面金額100万円あたりの満期償還時評価額、想定損失額および償還率のイメージ

最終評価日の対象株式の終値	満期償還時評価額	想定損失額	償還率
1,460円 (100%)	100万円	▲ 0万円	100%
1,314円 (90%)	90万円	▲ 10万円	90%
1,168円 (80%)	80万円	▲ 20万円	80%
1,022円 (70%)	70万円	▲ 30万円	70%
876円 (60%)	60万円	▲ 40万円	60%
⋮	⋮	⋮	⋮
292円 (20%)	20万円	▲ 80万円	20%
146円 (10%)	10万円	▲ 90万円	10%
0円 (0%)	0万円	▲100万円	0%



※()内の数値は、当初価格1,460円を100%とした場合の割合を示しています。
 ※1万円未満は四捨五入して表示しています。このため、実際の想定損失額は表記と異なる場合があります。
 ※償還率は「満期償還時評価額÷額面金額」の比率を示しています。

2. 中途売却時の想定損失額について

本社債は原則的に途中売却をお受けできません。

本社債の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本社債の価値は、主として対象株式の株価および円金利の変動や発行体等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。

(1) 過去における対象株式の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本社債の中途売却時における対象株式の株価が、前記「満期償還時の想定損失額について」の参照期間過去10年間(2012/6/18~2022/6/17)の最大下落率と同様に当初価格から約78.55%下落した場合の本社債の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、想定損失額785,616円を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

(2) 上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、対象株式の株価が上記最大下落率を超えてさらに下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額をさらに上回る可能性があります(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)。なお、対象株式の株価が早期償還判定価格や当初価格を上回っている場合でも、本社債の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる場合があります(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

※本資料に掲載されている株価や損失額、グラフ等は商品説明のための仮定であり、本社債への投資結果を保証するものではありません。

本社債の主なリスクおよび留意事項

本社債への投資をお考えの際には、以下の主なリスク要因をご検討ください。以下のリスクの説明および留意事項は「**契約締結前交付書面**」「**発行登録追補目論見書**」に記載するもののうち一部の要約です。お申込みの際は、必ず「**契約締結前交付書面**」「**発行登録追補目論見書**」等を受け取り、説明を受けた上でお申込みください。本書と発行登録追補目論見書の間に内容の相違があります場合には、発行登録追補目論見書の記載が優先するものといたします。投資判断にあたっては、発行登録追補目論見書をお読みください。

本社債の主なリスク

■満期償還額変動リスク

- 本社債の満期償還は、ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の対象株式の終値が転換価格未満の場合、対象株式の端数相当株数および／または現金調整額(もしあれば)で満期償還されるため、対象株式の株価推移によっては投資元本を下回る可能性があります。したがって、対象株式の株価動向によっては、償還日にお客さまの投資元本の一部または全部を失うことがあります。

■市場変動リスク

- 本社債の償還前の価値は、さまざまな要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響します。したがって、償還日より前に換金する場合にはその時点での本社債の価値での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。

①金利

- 一般的には金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、すでに発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

②対象株式株価

- 本社債の早期償還・満期償還は対象株式株価に連動し決定します。一般的に、対象株式株価の下落は本社債の価値に悪影響を、逆に対象株式株価の上昇は良い影響を与えると予想されます。

③対象株式株価の予想変動率

- 予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅とその頻度を表します。一般的に対象株式株価の予想変動率の上昇は本社債の価値を下げる方向に作用し、逆に対象株式株価の予想変動率の下落は本社債の価値を上げる方向に作用します。ただし、本社債の価値への影響は対象株式の株価水準または償還日までの期間によって変動します。

■中途売却時のリスク

- 本社債の流通市場は確立されておらず、流動性(換金性)が保証されていないことから、やむを得ない場合においても中途売却できない可能性があります。なお、万一中途売却された場合、売却価格は、投資元本を大幅に下回る可能性があります。

■早期償還による再投資リスク

- 本社債は、償還日より前に早期償還される可能性があります。この場合、残余期間における収益機会は失われ、また、早期償還された金額を再投資する際の利回りが、仮に本社債が存続していた場合の利回りを下回る可能性があります。

■信用リスク

- 本社債の発行体や、本社債の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、本社債の価値が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 本社債の発行体や、本社債の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利金の支払いの停滞若しくは、支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用される場合があります。

留意事項

- ご購入にあたっては、購入対価のみをお支払いいただけます。
- 「外国証券取引口座」の開設が必要となります。
- 個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。
 - 本社債の利子については、利子所得として20.315%(国税15.315%、地方税5%)の申告分離課税の対象となります。
 - 本社債の利子は上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
 - 株式で償還の場合、償還日の株価の終値が取得価格になり、この価格が将来株式を売却した時の譲渡損益を計算する際の基準になります。(なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。)
- 当リーフレットに記載の本社債は、現在のお客さまの投資方針に必ずしも適さない場合があります。お客さまのご経験等、諸般の事情によりお取引をお受けできない場合がございますことをあらかじめご了承ください。
- 本社債は原則的に中途売却をお受けできません。
- 本社債のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。
- 当資料において使用される格付けについて、以下に掲げる当該信用格付け与者は金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。無登録格付に関する留意点につきましては、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
 - S&Pグローバル・レーティング(S&P)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)について

香港上海銀行は、英国・ロンドンに本部を置き、世界64の国と地域でお客さまにサービスを提供するHSBCグループの持株会社であるHSBC Holdings plcのアジア太平洋地域における中核子会社です。香港に本店を置き、香港ドルの発券銀行でもある香港上海銀行は、銀行商品および金融サービスを個人顧客・事業法人・金融法人・機関投資家向けに幅広く提供しています。

当資料に記載の格付けを行っている格付会社は「無登録格付業者」となりますので、当該格付は「無登録格付」となります。詳細は、下記「無登録格付に関する説明書」をご参照ください。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されています。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされており、

■登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

■格付け業者について

スタンダード&プアーズ(S&P)	ムーディーズ(Moody's)
<p>○格付会社グループの呼称等について</p> <p>格付会社グループの呼称:S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。)グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)</p>	<p>○格付会社グループの呼称等について</p> <p>格付会社グループの呼称:ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」と称します。)グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)</p>
<p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</p> <p>S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.spglobal.co.jp/ratings)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.spglobal.co.jp/unregistered)に掲載されています。</p>	<p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</p> <p>ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moody.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」タブにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されています。</p>
<p>○信用格付の前提、意義及び限界について</p> <p>S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。</p> <p>信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。</p> <p>S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。</p> <p>この情報は、令和4年6月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。</p> <p>詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>	<p>○信用格付の前提、意義及び限界について</p> <p>ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。</p> <p>ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。</p> <p>この情報は、令和4年6月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。</p> <p>詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>